

別紙1

老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準の改正案

現 行	改 正 案
(一部負担金の受領等) 第五条 (第一項及び第二項 略)	(一部負担金の受領等) 第五条 (第一項及び第二項 略) 3 保険医療機関は、厚生大臣が指定する保険医療機関の病棟における医療及び特定療養費に係る療養に関して前二項の規定による支払を受けようとする場合において、当該医療及び特定療養費に係る療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその受領方法に関して説明を行わなければならない。
(処方せんの交付) 第二十三条 保険医は、処方せんを交付する場合には、 <u>健康保険の例</u> により、 <u>処方せんに必要な事項を記載しなければならない</u> 。 2 (略)	(処方せんの交付) 第二十三条 保険医は、処方せんを交付するときは、 <u>別紙様式又はこれに準ずる様式</u> の <u>処方せんに必要な事項を記載しなければならない</u> 。 2 (略)

処

方
(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

セ

ル

公費負担者番号		保険者番号	
公費負担医療の受給者番号		保険者証・被保険手帳の記号・番号	

患者区分	氏名	保険医療機関の所在地及び名称
	生年月日	明 年 月 日 男・女 電 話 番 号:
	被保険者・被扶養者	保険医氏名: 印

交付年月日 平成 年 月 日 保険医療機関での:病200以上・病200未満・診定率・診定額
自己負担区分

処方せんの使用期間 平成 年 月 日 特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険
薬局に提出すること。

処

方

調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号			
保険薬局の所在 地及 薬剤師 名		公費負担医療の 受給者番号			
備考		印			

- 備考 1. 保険医療機関での自己負担区分については、次の区分に従い、該当する記号を○で囲むこと。
 (1) 病200以上: 医療法(昭和23年法律第250号)の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床数(以下「病床数」という。)の途中において病床数に変更があった場合は、変更前の病床数が200未満の病院に該当しないもの。
 (2) 病200未満: 診療所である保険医療機関であって、(4)に該当しないもの。
 (3) 診定率: 老人保健法(昭和57年法律第80号)第28条第5項に規定する届出保険医療機関
 (4) 診定額: 老人保健法(昭和57年法律第80号)第28条第5項に規定する届出保険医療機関
 2. 「処方」欄には、薬名 分量、用法及び用量を記載すること。
 3. この用紙は、日本工業規格A4判5番とする。
 4. 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとすること。